



# 災害時情報共有システムの運用について

群馬県健康福祉部 障害政策課支援調整係

# 災害時情報共有システム

- 災害時情報共有システムとは、災害発生時に事業所の被災状況を事業所と市町村、県、国（厚生労働省）の間で、情報共有するためのシステムです。
- 事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害の状況を簡単に知らせることができます。
- 報告を受けた、自治体・国では、速やかに確認・把握したうえで、必要な支援につなぐことができます。



## 災害時情報共有システムを利用するには

- 災害時情報共有システムに登録される施設等は、原則としてWAMNET（ワムネット）で公表している「障害福祉サービス等情報公表システム」の基本情報と連携します。
- このため、災害時情報共有システムを利用するためには、ワムネットへの登録が前提となりますので、ワムネットに未登録または情報の更新が行われていない施設等については、速やかに登録を行う必要があります。

# 災害時情報共有システム

WAMNET（障害福祉サービス等情報公表システム）に新たに登録したあとは

- ・新たにワムネットに登録した場合は、県障害政策課支援調整係に御連絡ください。
- ・御連絡いただきましたら、「災害時情報共有システム」の登録に必要な情報がありますので、別途確認させていただきます。

（具体的には）

- ①緊急時の連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ②非常用自家発電の有無
- ③福祉避難所の該当の有無
- ④ハザードマップ該当の有無

③・④がわからない場合には、事業所・施設所在市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。  
（既に、ワムネットに登録されている事業所・施設の場合は、登録内容に漏れがなければ、新たな作業はありません）

<災害時情報共有システムに関するお問い合わせ先>

群馬県健康福祉部 障害政策課支援調整係 ☎027-226-2636